

沼津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 23 条の規定による事実の公表

令和 5 年 7 月 4 日

1 事実

次に掲げる事業主は、沼津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「条例」という。）第 5 条に規定する許可を受けずに土砂等により土地の埋立て等を施行した。この事業主に対し、条例第 19 条の規定に基づく土地の埋立て等の中止を命じ、条例第 20 条の規定に基づく原状回復等を命じたが従わなかった。

よって、条例第 23 条の規定により、ここにその事実を公表するものである。

2 事実を公表する事業主の名称等

（事業に係る土地の所有権者）

住 所 沼津市大諏訪 744 番地の 1

氏 名 木村末子

（事業を施行する権利を有する者）

所 在 三島市安久 657 番地の 10

名 称 有限会社 伊藤総業 取締役 伊藤勝則

3 土砂等により土地の埋立て等が施行された場所

沼津市東原字大アラク 633 番 1 外

4 公表期間

当該行為による土砂の崩壊及び流出等による災害が発生する恐れが排除され、その状況が確認されるまで